

三重とこわか国体 馬事衛生対策実施要領

令和2年2月20日 第3回馬事衛生専門委員会決定

令和3年1月28日 第4回馬事衛生専門委員会改正

1 趣旨

この要領は、三重とこわか国体馬事衛生対策要項（以下「要項」という。）に基づき、馬術競技出場馬の防疫、健康管理等馬事衛生対策の実施に関し必要な事項を定める。

2 防疫対策

(1) 防疫対策に係る基準の周知

参加都道府県に対して、要項3（2）に定める基準（以下「防疫基準」という。）を周知するものとする。

(2) 事前確認

ア 参加都道府県に対して、「予防接種確認票」（要項様式12号）の提出にあわせて、「馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳」（以下「健康手帳」という。）及び「日本馬術連盟乗馬登録証」（以下「登録証」という。）の写しを送付させるものとし、出場馬が防疫基準を満たしていることを事前に確認する。

イ 確認の結果、防疫基準を満たしていない場合は、基準を満たすよう参加都道府県に対して指導を行うものとする。

(3) 健康手帳等の確認及び馬体照合

ア 出場馬が会場に到着したときに受付所において「健康手帳」及び「登録証」の正本の提出を求め、事前に確認した写しと照合し、合致していることを確認する。

イ 出場馬の特徴を「登録証」の記載の特徴と照合し、合致していることを確認する。

ウ 確認の結果、合致しない場合は、馬事衛生本部において対応を協議する。

(4) 消毒

ア 消毒は、厩舎、馬洗い場、汚物堆積場について出場馬の到着前5日以内に動力噴霧器を使用して行う。

また、出場馬の退厩後直ちに、当該退厩馬の馬房の消毒を行う。

イ 馬運車の消毒のため、馬降所の入場口付近に馬運車用の消毒マット及び車両消毒所を設置し、馬運車が到着したとき及び退厩の際に馬運車が再入場するときに、消毒マット上を通過させ、車両消毒所において動力噴霧器を使用して車体及びタイヤの消毒を行う。

また、参加都道府県に対して馬運車で馬糞清掃に使用した器具等の消毒を指導する。

なお、汚物収集車両、飼料運搬車両等厩舎地区に出入りする関係車両も馬運車と同様の方法で消毒を行うものとする。

ウ 出場馬の消毒のため、厩舎地区の出場馬の出入口に出場馬用の消毒マットを設置し、馬降所や競技会場と厩舎の間を移動する際に消毒マット上を歩行させることにより蹄底の消毒を行う。

エ 厩舎地区に立ち入る者の消毒のため、厩舎地区の出入口に踏込み消毒槽又は消毒マットを、厩舎の出入口に踏込み消毒槽又は消毒マット及び手指消毒薬を、手洗い場に手指消毒薬を設置し、靴底及び手指の消毒を行わせる。

(5) 病虫害の駆除

厩舎、汚物堆積場等において、病虫害が発生する恐れのある場合は、殺虫剤を散布する。

3 健康管理

(1) 健康検査

入厩時、馬体照合が終了した出場馬に対し、馬降所において健康検査を行う。ただし、出場馬の状態によっては、馬降所で健康検査を行った後入厩させ、厩舎内で馬体照合を行う。

また、退厩日当日に厩舎において健康検査を行う。

(2) 健康観察

毎日、厩舎内を巡回し、ホースマネージャーが行った出場馬の健康観察及び体温測定の結果と当該馬の臨床状況を確認する。

また、必要に応じてホースマネージャーに対して健康管理の指導を行う。

(3) 異常が認められる場合の対応

健康検査及び健康観察で異常が認められる場合は、馬事衛生本部に報告のうえ、救護獣医師による診療、隔離厩舎への移動、伝染性疾病に係る検査の実施等必要な措置を講じる。

(4) 馬診療

ア 馬診療所には、診療時間中、原則として救護獣医師2名を馬診療所に常駐させる。

また、診療時間外は、連絡体制を整備のうえ、会場近隣に宿泊所を確保し、救護獣医師1名を待機させる。

イ 救護獣医師は、参加都道府県の依頼により、出場馬に発生した疾患に対して応急手当及び緊急処置を行う。

なお、加療馬の競技への参加の適性に疑義があると判断したときは、馬事衛生本部に報告するほか、伝染性疾病が疑われる場合は、隔離厩舎への移動、伝染性疾病に係る検査の実施等必要な措置を講じる。

また、加療馬の管理責任者（事故馬所属団体監督又はホースマネージャー）が安楽死処置を依頼し、獣医師団の判定に基づき競技運営委員長が安楽死処置を認めた場合は、安楽死処置を行う。

競技実施中に事故馬が発生した場合の対応は、別に定める。

ウ 馬事衛生本部は救護獣医師の業務を補佐する職員を配置し、その職員は馬診療所と馬事衛生本部、獣医師団、装蹄師等との連絡調整を行う。

エ 馬診療所に配備する医療機器、医薬品等は、三重県獣医師会及び救護獣医師と協議のうえ定める。

(5) 装蹄

ア 装蹄所には、開所時間中、原則として装蹄師2名（次に定める出張所に待機させる装蹄師を含む。）を常駐させる。

また、競技実施中は、待機馬場へ急行できる場所に出張所を設置し、装蹄師1名を待機させる。

イ 装蹄師は、参加都道府県の依頼により、出場馬の落鉄に対する応急処置及び蹄鉄の深層、クランポン加工、パット等の装着、特殊蹄鉄等の装蹄業務を行う。

ウ 馬事衛生本部は装蹄師の業務を補佐する職員を配置し、その職員は装蹄所と馬事衛生本部、獣医師団、救護獣医師等との連絡調整を行う。

エ 装蹄所に配備する装蹄用具、消耗品等は、三重県馬術連盟及び装蹄師と協議のうえ定める。

4 入・退厩の調整

(1) 入・退厩計画の作成

参加都道府県から提出された「入・退厩（変更）申込書」（要項様式11号）に基づき、出場馬の入・退厩計画を作成する。

なお、必要に応じて、参加都道府県と入厩予定時刻等の調整を行う。

(2) 入・退厩時の連絡調整

馬輸送責任者から出場馬の輸送の出発時に入厩予定日時、輸送頭数、車両番号等の連絡を受け、入・退厩計画と照合する。

退厩時は、馬輸送責任者と退厩時刻を調整し、退厩に伴って必要となる参加都道府県の手続き等の完了を確認する。

5 飼料及び敷料

(1) 飼料

飼料は、参加都道府県に対し、事前に飼料の購入の斡旋の要否を確認し、斡旋を必要とする場合、購入する飼料の種類及び数量を照会し、取りまとめのうえ、販売業者に配送を依頼する。

配送された飼料は、それぞれの入厩時に配布する。

(2) 敷料

敷料は、大会期間中に必要と見込まれる量を注文し、入厩前に各馬房に敷き込むものとする。

入厩前の敷込みに使用したもの以外の敷料は、大会期間中、参加都道府県が使用できるよう敷料庫に保管する。

6 リハーサル大会への準用

本規定は、リハーサル大会における馬事衛生対策に準用する。